

議 事 日 程 （第2号）

令和2年3月5日（木曜日）午前9時30分 開議

日程第1 会議録署名議員の指名について

日程第2 議案第15号 東白川村常勤の特別職職員の令和2年度における期末手当の割合の特例
に関する条例について

日程第3 議案第16号 東白川村国民健康保険税条例の一部を改正する条例について

日程第4 議案第17号 東白川村介護保険条例の一部を改正する条例について

日程第5 議案第18号 令和2年度東白川村一般会計予算

日程第6 議案第19号 令和2年度東白川村国民健康保険特別会計予算

日程第7 議案第20号 令和2年度東白川村介護保険特別会計予算

日程第8 議案第21号 令和2年度東白川村簡易水道特別会計予算

日程第9 議案第22号 令和2年度東白川村下水道特別会計予算

日程第10 議案第23号 令和2年度東白川村国保診療所特別会計予算

日程第11 議案第24号 令和2年度東白川村後期高齢者医療特別会計予算

出席議員（7名）

1番 安 江 真 治

2番 安 保 泰 男

3番 安 江 健 二

4番 今 井 美 和

5番 今 井 美 道

6番 桂 川 一 喜

7番 樋 口 春 市

欠席議員（なし）

地方自治法第121条の規定により説明のため会議に出席した者の職・氏名

村 長 今 井 俊 郎

教 育 長 神 戸 誠

参 事 安 江 誠

総 務 課 長 伊 藤 保 夫

村 民 課 長 今 井 明 徳

産 業 振 興 課 長 今 井 稔

地 域 振 興 課 長 桂 川 憲 生

建 設 環 境 課 長 有 田 尚 樹

教 育 課 長 安 江 任 弘

保 健 福 祉 課 長 安 江 透 雄

国 保 診 療 所
事 務 局 長 河 田 孝

会 計 管 理 者 今 井 英 樹

監 査 委 員 安 江 弘 企

本会議に職務のため出席した者の職・氏名

議 会 事 務 局
次 長 安 江 由 次

◎開議の宣告

○議長（樋口春市君）

本日の出席議員は7名です。定足数に達していますので、これから本日の会議を開きます。

本日の日程は、お手元に配付申し上げたとおりです。

◎会議録署名議員の指名について

○議長（樋口春市君）

日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

本日の会議録署名議員は、会議規則第113条の規定によって、3番 安江健二君、4番 今井美和君を指名します。

◎議案第15号から議案第24号までについて（提案説明）

○議長（樋口春市君）

日程第2、議案第15号 東白川村常勤の特別職職員の令和2年度における期末手当の割合の特例に関する条例についてから日程第11、議案第24号 令和2年度東白川村後期高齢者医療特別会計予算までの10件を、昨日3月4日に引き続き新年度予算関連により一括議題とします。

本件について、提案理由の説明を求めます。

総務課長 伊藤保夫君。

○総務課長（伊藤保夫君）

議案第15号 東白川村常勤の特別職職員の令和2年度における期末手当の割合の特例に関する条例について。東白川村常勤の特別職職員の令和2年度における期末手当の割合の特例に関する条例を別紙のとおり提出します。令和2年3月4日提出、東白川村長。

1枚はねていただきまして、今回の条例は村長、教育長、特別職の期末手当を令和2年度に限り5%カットするものでございます。

それでは、本文を朗読させていただきます。

東白川村常勤の特別職職員の令和2年度における期末手当の割合の特例に関する条例。

令和2年度に限り東白川村常勤の特別職職員の給与に関する条例第5条の規定の適用については、同条第2項中「100分の217.5」とあるのは「100分の206.6」と、「100分の232.5」とあるのは「100分の220.9」とする。

附則、この条例は令和2年4月1日から施行する。以上でございます。

○議長（樋口春市君）

村民課長 今井明德君。

○村民課長（今井明德君）

議案第16号 東白川村国民健康保険税条例の一部を改正する条例について。東白川村国民健康

保険税条例の一部を改正する条例を別紙のとおり提出する。令和２年３月４日提出、東白川村長。

次のページを御覧ください。

東白川村国民健康保険税条例の一部を改正する条例。東白川村国民健康保険税条例の一部を次のように改正する。

別冊の新旧対照表の 39 ページを御覧いただきたいと思います。

今回の改正につきましては、税制改正に伴いまして賦課限度額が引き上げられたものであり、村の国民健康保険税の率や金額を改正するものでございます。

新旧対照表につきましては、39 ページでございます。

第２条第２項については、医療分の賦課限度額を２万円引き上げて 63 万円に、第４項は介護分の賦課限度額を１万円引き上げて 17 万円にするものでございます。

国の税制改正に伴う改正でございます。

第３条から第５条の２までについては、医療分についての改正でございます。

まず第３条は 40 ページを御覧いただきまして、医療分の所得割率を 5.34 に引き上げ、第４条では資産割率について 20.55 に引き下げるものでございます。

第５条では、被保険者１人ずつに係る均等割額について 2 万 4,900 円に引き上げ、第５条の２では、41 ページ中段を御覧いただきまして世帯に係る平等割額について第１号の特定世帯及び特定継続世帯以外を 2 万 3,100 円に、第２号の特定世帯については 1 万 1,550 円に、第３号の特定継続世帯を 1 万 7,325 円に引き上げるものでございます。

第６条から第７条の３までについては、後期高齢者支援金分でございます。

第６条は、後期高齢者支援金分の所得割率を 1.71 に引き上げ、第７条では資産割率を 5.7 に引き下げるものでございます。

42 ページを御覧いただきたいと思います。

第７条の２は均等割額を 8,200 円に、第７条の３では平等割額について、第１号の世帯を 6,900 円に、第２号を 3,450 円に、第３号を 5,175 円に引き上げるものでございます。

第８条から第９条の３までは介護納付金分でございます。

第８条では所得割率を 1.05 に引き上げ、第９条では資産割率を 3.15 に引き下げるものでございます。

第９条の２は 43 ページを御覧いただき、均等割額を 8,100 円に、第９条の３では平等割額を 4,400 円に引き上げるものでございます。

第 23 条は保険税の減額についての改定でございます。

第 23 条の本文は、税制改正に伴う賦課限度額の引上げでございます。

第 1 号は 7 割に軽減する規定でございます。

アとイは医療分についてで、アは均等割額を 1 万 7,430 円に、44 ページに移りまして、イは平等割額について特定世帯及び特定継続世帯以外の（ア）の世帯は 1 万 6,170 円に、（イ）の特定世帯については 8,085 円に、（ウ）の特定継続世帯は 1 万 2,128 円に引き上げるものでございます。

ウとエは、後期高齢者支援金分です。

ウは均等割額について 5,740 円に、エは平等割額について（ア）の世帯は 4,830 円、（イ）は 2,415 円、（ウ）は 3,623 円に引き上げるものでございます。

オとカは、介護納付金分です。

オは均等割額を 5,670 円に、カは平等割額を 3,080 円に引き上げるものでございます。

45 ページをお願いします。

第 2 号は 5 割に軽減する規定でございます。

アとイは医療分についてで、アは均等割額を 1 万 2,450 円に、イの（ア）の世帯は 1 万 1,150 円に、（イ）は 5,775 円に、（ウ）は 8,663 円に引き上げるものでございます。

ウとエは、後期高齢者支援金分です。

ウの均等割額は 4,100 円に、エの平等割額は（ア）の世帯を 3,450 円に、（イ）を 1,725 円に、46 ページに移りまして、（ウ）を 2,588 円に引き上げるものでございます。

オとカは、介護納付金分です。

オの均等割額は 4,050 円、カの平等割額は 2,200 円に引き上げるものでございます。

第 3 号は、2 割に軽減する規定でございます。

アとイは医療分についてで、アは均等割額を 4,980 円に、イの平等割額の（ア）の世帯は 4,620 円に、（イ）は 2,310 円、（ウ）が 3,465 円に引き上げるものでございます。

ウとエは後期高齢者支援金分で、ウの均等割額を 1,640 円に、47 ページのエの平等割額は（ア）の世帯を 1,380 円、（イ）を 690 円、（ウ）を 1,035 円に引き上げるものでございます。

オとカは、介護納付金分についてです。

オの均等割額を 1,620 円に、カの平等割額を 880 円に引き上げるものでございます。

では、本文にお戻りいただきたいと思います。

附則でございます。附則、施行期日、第 1 条、この条例は令和 2 年 4 月 1 日から施行する。

適用区分、第 2 条、この条例による改正後の東白川村国民健康保険税条例の規定は、令和 2 年度以後の年度分の国民健康保険税について適用し、令和元年度分までの国民健康保険税については、なお従前の例による。以上でございます。

続いて、議案第 17 号になります。

東白川村介護保険条例の一部を改正する条例について。東白川村介護保険条例の一部を改正する条例を別紙のとおり提出する。令和 2 年 3 月 4 日提出、東白川村長。

次のページを御覧ください。

東白川村介護保険条例の一部を改正する条例。東白川村介護保険条例の一部を次のように改正する。

こちらも新旧対照表の 49 ページを御覧いただきたいと思います。

今回の改正については法改正により、第 7 期介護保険計画期間の令和 2 年度における村の介護保険料の率を引き下げる改正でございます。

49 ページ、第3条第1項から第4項は、軽減期間を令和2年度に改めるものでございます。

50 ページを御覧いただきたいと思います。

第5項から第7項については軽減期間を令和2年度に改め、それぞれの保険料の規定について、第5項には、第1項第1号の被保険者の保険料を1万6,900円に、第6項では、第1項第2号の被保険者の保険料を2万8,200円に、第7項では、第1項第3号の被保険者の保険料を3万9,400円に改めるものでございます。

本文にお戻りいただきたいと思います。

附則、施行期日、第1条、この条例は公布の日から施行し、令和2年4月1日から適用する。

経過措置、第2条、改正後の東白川村介護保険条例第4条の規定は、令和2年度分の保険料から適用し、令和元年度以前の年度分の保険料については、なお従前の例による。以上でございます。

○議長（樋口春市君）

参事 安江誠君。

○参事（安江 誠君）

それでは、令和2年度の予算の説明をさせていただきます。

予算書、薄いほうの資料をお願いします。

1 ページを御覧いただきたいと思います。

議案第18号 令和2年度東白川村一般会計予算。令和2年度東白川村一般会計の予算は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算）第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ26億500万円と定める。

第2項 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

（地方債）第2条 地方自治法第230条第1項の規定により起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は「第2表 地方債」による。

（一時借入金）第3条 地方自治法第235条の3第2項の規定による一時借入金の借入れの最高額は5億円と定める。

（歳出予算の流用）第4条 地方自治法第220条第2項ただし書の規定により歳出予算の各項の経費の金額を流用することができる場合は各項に計上した給料、職員手当及び共済費に係る予算額に過不足を生じた場合における同一款内でこれらの経費の各項の間の流用と定める。令和2年3月4日提出、東白川村長。

2 ページを御覧いただきまして、第1表 歳入歳出予算、それぞれ款の合計額のみ説明をさせていただきます。特別会計も同様でございますのでよろしくお願いいたします。

歳入、1 款村税2億222万円、2 款地方譲与税5,128万円、3 款利子割交付金20万円、4 款配当割交付金50万円、5 款株式等譲渡所得割交付金30万円、6 款地方消費税交付金4,000万円、7 款環境性能割交付金300万円、8 款地方特例交付金40万円、9 款地方交付税12億3,100万円、11 款分担金及び負担金1,072万円、12 款使用料及び手数料6,150万円、13 款国庫支出金1億2,419

万円、14 款県支出金 1 億 5,655 万円、15 款財産収入 1,168 万円。

4 ページのほうで、16 款寄附金 43 万円、17 款繰入金 2 億 4,603 万円、18 款繰越金 1 億 49 万円、19 款諸収入 2,221 万円、20 款村債 3 億 4,230 万円、歳入合計が 26 億 500 万円でございます。

歳出に参りまして、5 ページでございます。

1 款議会費 3,842 万円、2 款総務費 4 億 2,677 万円、3 款民生費 4 億 8,411 万円、4 款衛生費 3 億 5,295 万円、6 款農林水産業費 3 億 5,483 万円、7 款商工費 1 億 5,918 万円、8 款土木費 2 億 1,170 万円、9 款消防費 1 億 1,104 万円、10 款教育費 1 億 6,389 万円、12 款公債費 3 億 111 万円、14 款予備費 100 万円、歳出合計が 26 億 500 万円でございます。

7 ページへ参りまして、第 2 表 地方債でございます。

上から順に参りたいと思います。

起債の目的、公共事業等、限度額が 3,650 万円。起債の方法は普通貸借、利率は 4 % 以内。ただし、利率見直し方式で借り入れるものについては、利率の見直しを行った後においては当該見直し後の利率、償還の方法、政府資金についてはその融資条件に、銀行その他の場合にはその債権者と協定するものによる。ただし、村財政の都合により据置期間及び償還期限を短縮し、または繰上償還もしくは低利に借換えすることができる。

以下、起債の方法、利率、償還の方法は同じでございますので省略させていただきます。

施設整備事業、限度額が 660 万円でございます。

過疎対策事業が 1 億 9,800 万円でございます。

過疎対策事業（ソフト）が限度額 3,640 万円でございます。

公共施設等適正管理推進事業債が限度額が 1,980 万円でございます。

臨時財政対策事業、限度額 4,500 万円でございます。

続きまして、8 ページをお願いいたします。

議案第 19 号 令和 2 年度東白川村国民健康保険特別会計予算。令和 2 年度東白川村国民健康保険特別会計の予算は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算）第 1 条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ 3 億 2,220 万円と定める。

第 2 項 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第 1 表 歳入歳出予算」による。

（一時借入金）第 2 条 地方自治法第 235 条の 3 第 2 項の規定による一時借入金の借入れの最高額は 2,000 万円と定める。令和 2 年 3 月 4 日提出、東白川村長。

9 ページで、第 1 表 歳入歳出予算、款のみお願いいたします。

歳入、1 款国民健康保険税 5,442 万 3,000 円、2 款使用料及び手数料 2 万円、3 款県支出金 2 億 3,385 万 4,000 円、5 款繰入金 3,218 万 9,000 円、6 款繰越金 32 万円、7 款諸収入 20 万 5,000 円、8 款公債費が 1,000 円、9 款国庫支出金 118 万 8,000 円、歳入合計が 3 億 2,220 万円でございます。歳出でございます。

1 款総務費が 1,077 万 8,000 円、2 款保険給付費が 2 億 2,600 万 3,000 円、3 款国民健康保険事

業費納付金 8,236 万 6,000 円、4 款財政安定化基金拠出金 1,000 円、5 款保健事業費 250 万 9,000 円、6 款基金積立金 1,000 円でございます。

11 ページのほうで、7 款諸支出金 10 万 2,000 円、8 款予備費が 44 万円、歳出合計が 3 億 2,220 万円でございます。

続きまして、12 ページをお願いいたします。

議案第 20 号 令和 2 年度東白川村介護保険特別会計予算。令和 2 年度東白川村介護保険特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算) 第 1 条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ 3 億 1,970 万円と定める。

第 2 項 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第 1 表 歳入歳出予算」による。

(一時借入金) 第 2 条 地方自治法第 235 条の 3 第 2 項の規定による一時借入金の借入れの最高額は 1,000 万円と定める。令和 2 年 3 月 4 日提出、東白川村長。

おめくりいただきまして、第 1 表 歳入歳出予算。

歳入、1 款保険料 4,990 万 6,000 円、2 款使用料及び手数料 1,000 円、3 款国庫支出金 8,302 万 3,000 円、4 款支払基金交付金 8,062 万 3,000 円、5 款県支出金 4,303 万 6,000 円、6 款繰入金 6,232 万 9,000 円、7 款繰越金 33 万 9,000 円、8 款諸収入 44 万 3,000 円、歳入合計が 3 億 1,970 万円でございます。

15 ページ、歳出でございます。

1 款総務費 1,442 万 2,000 円、2 款保険給付費 2 億 8,500 万円。

基金積立金でございますが、款の数字がありませんが、予算額が前年度対比で皆減の場合には表示しないルールとなっておりますのでよろしくお願い申し上げます。基金積立金は皆減でゼロでございます。計上なしでございます。

5 款地域支援事業費 2,011 万 8,000 円、6 款公債費 1 万円、7 款諸支出金 5 万円、8 款予備費 10 万円、歳出合計が 3 億 1,970 万円でございます。

続きまして、17 ページをお願いいたします。

議案第 21 号 令和 2 年度東白川村簡易水道特別会計予算。令和 2 年度東白川村簡易水道特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算) 第 1 条 既定の歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ 3 億 300 万円と定める。

第 2 項 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第 1 表 歳入歳出予算」による。

(地方債) 第 2 条 地方自治法第 230 条第 1 項の規定により起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は「第 2 表 地方債」による。

(一時借入金) 第 3 条 地方自治法第 235 条の 3 第 2 項の規定による一時借入金の借入れの限度額は 1,000 万円と定める。令和 2 年 3 月 4 日提出、東白川村長。

18 ページをお願いいたします。

第1表 歳入歳出予算。

歳入、1 款使用料及び手数料 4,647 万 5,000 円、2 款繰入金 1 億 7,300 万円、3 款繰越金 295 万 8,000 円、5 款分担金及び負担金 41 万 8,000 円、6 款村債 3,880 万円、国庫支出金についても皆減でございます。8 款県支出金 1,832 万 7,000 円、9 款諸収入 2,302 万 2,000 円、歳入合計が 3 億 300 万円でございます。

歳出、1 款総務費 1,706 万円、2 款簡易水道事業費 9,663 万円、3 款施設維持管理費 3,574 万円、4 款公債費 1 億 5,337 万円、5 款予備費が 20 万円で、歳出合計が 3 億 300 万円でございます。

20 ページへ参りまして、第2表 地方債でございます。

起債の目的は簡易水道事業で、起債の限度額が 3,880 万円でございます。

以下、起債の方法、利率、償還の方法については一般会計と同じでございますので省略をさせていただきます。

続きまして、21 ページをお願いいたします。

議案第 22 号 令和 2 年度東白川村下水道特別会計予算。令和 2 年度東白川村下水道特別会計の予算は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算）第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ 2,490 万円と定める。

第2項 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

（一時借入金）第2条 地方自治法第 235 条の 3 第2項の規定による一時借入金の借入れの最高額は 500 万円と定める。令和 2 年 3 月 4 日提出、東白川村長。

1 枚おめくりをいただきまして、第1表 歳入歳出予算。

歳入でございます。

1 款使用料及び手数料が 709 万 4,000 円、2 款で繰入金 が 1,670 万円、3 款繰越金が 110 万 6,000 円、歳入の合計が 2,490 万円でございます。

歳出へ参りまして、1 款総務費が 932 万円、2 款施設維持管理費が 621 万 8,000 円、3 款の公債費が 926 万 2,000 円、4 款で予備費が 10 万円、歳出合計が 2,490 万円でございます。

続きまして、24 ページでございます。

議案第 23 号 令和 2 年度東白川村国保診療所特別会計予算。令和 2 年度東白川村国保診療所特別会計の予算は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算）第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ 2 億 6,250 万円と定める。

第2項 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

（一時借入金）第2条 地方自治法第 235 条の 3 第2項の規定による一時借入金の借入れの最高額は 1 億円と定める。令和 2 年 3 月 4 日提出、東白川村長。

25 ページで、第1表 歳入歳出予算。

歳入、1 款診療収入 1 億 5,480 万 1,000 円、2 款使用料及び手数料 97 万 8,000 円、3 款県支出金 15 万円、5 款繰入金 7,520 万円、6 款繰越金 2,339 万 8,000 円、7 款諸収入 347 万 3,000 円、9 款国庫支出金 450 万円、歳入合計が 2 億 6,250 万円でございます。

歳出、1 款総務費 2,529 万 5,000 円、2 款医業費 2 億 2,131 万 8,000 円、4 款公債費 78 万 7,000 円、5 款予備費 10 万円、6 款施設整備費 1,500 万円、歳出合計が 2 億 6,250 万円でございます。

続きまして、27 ページをお願いいたします。

議案第 24 号 令和 2 年度東白川村後期高齢者医療特別会計予算。令和 2 年度東白川村後期高齢者医療特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算) 第 1 条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ 4,480 万円と定める。

第 2 項 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第 1 表 歳入歳出予算」による。

(一時借入金) 第 2 条 地方自治法第 235 条の 3 第 2 項の規定による一時借入金の借入れの最高額は 500 万円と定める。令和 2 年 3 月 4 日提出、東白川村長。

28 ページをお願いいたします。

第 1 表 歳入歳出予算。

歳入でございます。

1 款後期高齢者医療保険料 2,619 万 9,000 円、2 款使用料及び手数料 1 万円、3 款後期高齢者医療広域連合支出金 97 万 2,000 円、4 款繰入金 1,743 万 4,000 円、6 款繰越金 18 万 5,000 円、歳入合計が 4,480 万円でございます。

歳出へ参りまして、1 款総務費が 116 万 2,000 円、2 款後期高齢者医療広域連合納付金 4,224 万 4,000 円、3 款保健事業費 109 万 4,000 円、4 款諸支出金 20 万円、5 款予備費 10 万円、歳出合計が 4,480 万円。以上でございます。

○議長（樋口春市君）

お諮りします。本日の会議はこれで延会したいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

異議なしと認めます。したがって、本日はこれで延会することに決定しました。

お諮りします。3 月 6 日から 9 日までの 4 日間休会したいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

異議なしと認めます。したがって、3 月 6 日から 9 日までの 4 日間休会とすることに決定しました。

9 日月曜日の全員協議会は午前 9 時 30 分から行います。

10 日火曜日は午前 9 時 30 分より本会議を開催後、全員協議会に移ります。午前中を目安に全員協議会を行い、午後から本会議となりますのでよろしくお願いします。

本日はこれで延会します。

午前 10 時 02 分 延会

地方自治法第 1 2 3 条第 2 項の規定により、ここに署名する。

議 長

署 名 議 員

署 名 議 員